

山梨市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

令和 8 年 6 月 1 日施行

告示第 107 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、婚姻に伴う新生活の費用を支援し結婚・出産・子育て期における経済的不安を軽減することで、地域における少子化対策の推進を図ることを目的として、新規に婚姻した世帯に対し、住居費及び引っ越し費用の一部を予算の範囲内において補助金を交付することについて、山梨市補助金等交付規則（平成 17 年山梨市規則第 43 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 申請日の属する年度（以下「申請年度」という。）の前年度の 1 月 1 日以後に婚姻届を提出し、又は受理された夫婦がいる世帯をいう。
- (2) 婚姻日 婚姻届を提出した又は受理された日をいう。
- (3) 住居費 婚姻を機に市内に自己の居住の用に供する住宅を賃借する際に要した費用で賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料の費用を合計した金額をいう。ただし、勤務先から住居に係る手当が支給されている場合にあつては、当該手当分を減じた額とする。
- (4) リフォーム費用 婚姻を機に市内に自己の居住の用に供する住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用をいう。ただし、倉庫、車庫、門、フェンス又は植栽等の外構に係る工事費用及びエアコン、洗濯機等の家電購入又は設置に係る費用を除く。
- (5) 引越費用 婚姻を機に市内に自己の居住の用に供する住居へ引っ越しをするために要した費用のうち、引越業者又は運送業者に支払った費用をいう。

(補助対象要件)

第 3 条 補助金の交付対象は、当該申請年度の間（婚姻日より前の賃借、リフォーム又は引っ越しで婚姻を機としたものにあつては、その賃借日、リフォーム日又は引越日が婚姻日から起算して 1 年以内の間。）に、山梨市内の住宅の賃借、リフォーム又は

山梨市内へ引っ越し（以下「補助対象事業」という。）を実施し、前条第 3 号、第 4 号又は第 5 号に関する費用の支払いが済み、かつ、次の各号のいずれにも該当する新婚世帯とする。

- (1) 次条の規定により算出した新婚世帯の合計所得金額が 500 万円未満であること。
- (2) 婚姻日において、夫婦の年齢が共に 39 歳以下であること。
- (3) 第 6 条の規定による申請時に、夫婦が共に本市の住民基本台帳に登録があり、かつ、居住していること。
- (4) 生活保護による住宅扶助その他公的制度による家賃補助を受けていないこと。
- (5) 夫婦がいずれも市税等を滞納していないこと。
- (6) 夫婦がいずれも山梨市暴力団排除条例（平成 26 年山梨市条例第 26 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団員等でない者でないこと。
- (7) 申請日より 5 年以上継続して、本市に居住する意思があること。
- (8) 過去に夫婦の双方又は一方が内閣府の定める地域少子化対策重点推進交付金に関する補助を受給（他自治体での受給も含む。）していないこと。
- (9) 夫婦の双方が、公共機関、企業、団体等が実施している次に掲げる講座等のいずれかを受講または相談をしていること。
 - ア ライフデザインに関する支援講座
 - イ プレコンセプションケアに関する講座
 - ウ 医療機関への妊娠・出産に関する相談
 - エ 共家事・子育てに関する講座

2 前項の規定にかかわらず、前項各号に該当する新婚世帯として前年度に本補助金の交付を受け、当該補助金の額が第 5 条第 1 項に規定する補助上限額に達していない世帯（以下「継続世帯」という。）は、初めて交付を受けた年度の翌年度に限り、補助金の交付対象とする。

（世帯所得の算出方法）

第 4 条 世帯所得の算出方法は、所得証明書をもとに、申請日の属する年の前年（申請日の属する月が 1 月から 5 月までの場合にあっては前々年）の夫婦の合計所得金額を合算した金額で算出する。ただし、夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に

行っている場合は、所得証明書をもとに算出した夫婦の所得を合算した金額から貸与型奨学金の年間返済額（申請日の属する年の前年に返還をした額をいう。以下同じ。）を控除した金額を世帯所得とする。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、住居費、リフォーム費用（「山梨市住宅リフォーム補助金」の交付を受けている場合は対象外とする。）及び引越費用を合計した額とし、新婚世帯に交付する補助金の上限額は30万円とする。ただし、継続世帯に交付する補助金の上限額は、30万円から前年度に交付した額を減じた額とする。

2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする新婚世帯及び継続世帯（以下「申請世帯」という。）は、新婚世帯にあつては山梨市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、継続世帯にあつては山梨市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（継続申請用）（様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて、申請を行おうとする年度の2月末日までに市長に提出しなければならない。ただし、継続世帯は、次に掲げる書類のうち前年度の申請時に提出した書類を省略できるものとする。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）
- (2) 申請世帯に属する全世帯員の住民票の写し
- (3) 夫及び妻の所得証明書
- (4) 貸与型奨学金の年間返済額が分かる書類の写し（現に貸与型奨学金の返済を行っている申請世帯に限る。）
- (5) 住宅リフォームの請負契約書及びその支払いを証する領収書の写し（リフォームの場合に限る。）
- (6) 住宅の賃貸借契約書の写し（住居費における賃貸借の場合に限る。）
- (7) 住宅に係る手当支給状況証明書（様式第3号）
- (8) 住居費を支払ったことが分かる書類の写し
- (9) 市町村税等の滞納がないことが分かる書類
- (10) 引っ越し費用に係る領収書の写し（引っ越し費用の場合に限る。）

(11) 第3条第1項第9号の講座または相談の概要が分かる書類

(12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、山梨市結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書(様式第4号)又は山梨市結婚新生活支援事業補助金不交付決定通知書(様式第5号)により、当該申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更及び承認)

第8条 前条の規定により交付決定通知書を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付決定通知書を受けた後に申請事項に変更が生じたときは、速やかに山梨市結婚新生活支援事業補助金交付変更申請書(様式第6号)に第6条に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類又はその写しを添えて、市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による変更申請があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、山梨市結婚新生活支援補助金変更交付決定通知書(様式第7号)により当該申請をした交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、山梨市結婚新生活支援事業補助金請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書を受理したときは、速やかに、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、交付決定者が虚偽の申請その他不正な手段により、補助金の交付を受けたと認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の取消しをしたときは、山梨市結婚新生活支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その

返還を命ずるものとする。

- 2 前項の規定による返還の請求は、山梨市結婚新生活支援事業補助金返還通知書（様式第10号）により行うものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年6月1日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

様式（略）

